

世論調査報告書
平成 22 年 9 月調査

高齢者医療制度に関する世論調査

内閣府大臣官房政府広報室

< お 願 い >

本報告書の内容を引用されたときは、その掲載部分の写しを下記宛に御送付下さい。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
電 話 03(3581)0070
F A X 03(3580)1186

<http://www8.cao.go.jp/survey/index.html>

目 次

[本報告書を読む際の注意](#)

[1 調査の概要](#)

2 調査結果の概要

1. [現行制度及び新たな制度に対する関心](#)

- (1)後期高齢者医療制度に関する認知度
 - ア 後期高齢者医療制度に関する情報源
- (2)広域連合の認知度
- (3)後期高齢者医療制度廃止に関する認知度
- (4)新たな制度への関心度

2. [新たな制度のあり方に対する考え方](#)

- (1)新たな制度の基本的枠組みのあり方
 - ア 新たな制度が不適切である理由
- (2)新たな制度での負担のあり方
 - ア 税金による負担を増やすべき時期
 - イ 現役世代の保険料による負担を増やすべき時期
 - ウ 高齢者の保険料による負担を増やすべき時期
- (3)保険料軽減措置のあり方
- (4)医療機関での窓口負担の割合
 - ア 1割負担から2割負担になった場合の受診行動の変化
 - イ 3割負担から2割負担になった場合の受診行動の変化
- (5)国保保険料をすべての年齢で都道府県ごとに統一することについて
 - ア 統一に向けての進め方

[3 調査票](#)

[4 集計表](#)

1 調査の概要

1. 調査目的

高齢者医療制度に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。

2. 調査項目

- (1) 現行制度及び新たな制度に対する関心
- (2) 新たな制度のあり方に対する考え方

3. 関係省庁

厚生労働省

4. 調査対象

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の者
- (2) 標本数 3,000 人
- (3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法

5. 調査時期

平成 22 年 9 月 9 日～ 9 月 19 日

6. 調査方法

調査員による個別面接聴取法

7. 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

8. 回収結果

(1) 有効回収数(率) 1,941 人(64.7%)

(2) 調査不能数(率) 1,059 人(35.3%)

— 不能内訳 —

転居 95 長期不在 121 一時不在 369

住所不明 33 拒否 360 その他 81

(病気など)

9. 性・年齢別回収結果

性・年齢		標本数	回収数	回収率	性・年齢		標本数	回収数	回収率
				%					%
男性	20～29歳	191	84	44.0	女性	20～29歳	176	79	44.9
	30～39歳	233	130	55.8		30～39歳	275	174	63.3
	40～49歳	265	146	55.1		40～49歳	242	177	73.1
	50～59歳	257	162	63.0		50～59歳	225	160	71.1
	60～69歳	263	193	73.4		60～69歳	273	212	77.7
	70歳以上	271	196	72.3		70歳以上	329	228	69.3
計		1,480	911	61.6	計		1,520	1,030	67.8

2 調査結果の概要

1 現行制度及び新たな制度に対する関心

(1) 後期高齢者医療制度に関する認知度

平成 20 年度からスタートした 75 歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度について知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が 84.8%、「知らない」と答えた者の割合が 15.2%となっている。

都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。

性別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は 60 歳代, 70 歳以上で、「知らない」と答えた者の割合は 20 歳代, 30 歳代で、それぞれ高くなっている。(図 1, 表 1)

ア 後期高齢者医療制度に関する情報源

後期高齢者医療制度を「知っている」と答えた者 (1,646 人) に、後期高齢者医療制度について、どこから情報を得ているか聞いたところ、「テレビ・ラジオ」を挙げた者の割合が 81.5%と最も高く、以下、「新聞」(58.6%)、「人との会話 (家族, 友人, 職場等)」(26.1%)、「自治体が配布する広報誌やパンフレット」(17.9%)などの順となっている。(複数回答, 上位 4 項目)

性別に見ると、「新聞」を挙げた者の割合は男性で、「人との会話 (家族, 友人, 職場等)」, 「自治体が配布する広報誌やパンフレット」を挙げた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「テレビ・ラジオ」を挙げた者の割合は 50 歳代で、「新聞」を挙げた者の割合は 50 歳代, 60 歳代で、「人との会話 (家族, 友人, 職場等)」を挙げた者の割合は 40 歳代で、「自治体が配布する広報誌やパンフレット」を挙げた者の割合は 70 歳以上で、それぞれ高くなっている。(図 2, 表 2)

(2) 広域連合の認知度

後期高齢者医療制度の広域連合について知っていたか聞いたところ、「知っていた」と答えた者の割合が 27.0%、「知らなかった」と答えた者の割合が 73.0%となっている。

都市規模別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は町村で、「知らなかった」と答えた者の割合は中都市で、それぞれ高くなっている。

性別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は 60 歳代, 70 歳以上で、「知らなかった」と答えた者の割合は 20 歳代, 30 歳代で、それぞれ高くなっている。(図 3, 表 3)

(3) 後期高齢者医療制度廃止に関する認知度

後期高齢者医療制度を平成 24 年度末までに廃止し、平成 25 年度からの新たな医療保険制度のスタートに向け、政府が検討を進めていることについて知っているか聞いたところ、「知っ

ている」と答えた者の割合が 40.5%、「知らない」と答えた者の割合が 59.5%となっている。

都市規模別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は大都市で、「知らない」と答えた者の割合は町村で、それぞれ高くなっている。

性別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は 60 歳代、70 歳以上で、「知らない」と答えた者の割合は 20 歳代、30 歳代で、それぞれ高くなっている。(図 4, 表 4)

(4) 新たな制度への関心度

後期高齢者医療制度廃止後の新たな医療保険制度がどのような制度になるか関心があるか聞いたところ、「関心がある」とする者の割合が 77.9%（「関心がある」49.9%+「どちらかといえば関心がある」28.0%）、「関心がない」とする者の割合が 19.8%（「どちらかといえば関心がない」11.3%+「関心がない」8.5%）となっている。

都市規模別に見ると、「関心がある」とする者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、「関心がある」とする者の割合は女性で、「関心がない」とする者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「関心がある」とする者の割合は 50 歳代、60 歳代で、「関心がない」とする者の割合は 20 歳代、30 歳代で、それぞれ高くなっている。(図 5, 表 5)

3 調査票

高齢者医療制度に関する世論調査

平成 22 年 9 月

(N=1,941)

1. 現行制度及び新たな制度に対する関心

Q1 あなたは、平成20年度からスタートした75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度について知っていますか。

(84.8) 知っている →Q1SQへ

(15.2) 知らない →Q2へ

【Q1で「知っている」と答えた者に】

Q1SQ[回答票1] あなたは、後期高齢者医療制度について、どこから情報を得ていますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=1,646)

(58.6) (ア) 新聞

(5.4) (イ) 雑誌

(81.5) (ウ) テレビ・ラジオ

(8.6) (エ) インターネット

(17.9) (オ) 自治体が配布する広報誌やパンフレット

(5.7) (カ) 加入する医療保険の広報誌

(10.6) (キ) 医療機関等に掲示されているポスター

- (1.5) (ク) 住民説明会や懇談会等, 自治体が開催する場
- (26.1) (ケ) 人との会話 (家族, 友人, 職場等)
- (0.2) (コ) 特にどこからも得ていない
- (1.9) その他
- (0.1) わからない

(M. T. =218.0)

(調査員注: 資料1を提示して, 対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料1】 後期高齢者医療制度では, 47都道府県ごとに保険料の決定や保険給付等の事務を行う広域連合 (各都道府県内の全市区町村が共同で設立している組織) が設置されています。

【全員に】

Q2 あなたは, 後期高齢者医療制度の広域連合について知っていましたか。

- (27.0) 知っていた
 - (73.0) 知らなかった
-

Q3 あなたは, 後期高齢者医療制度を平成24年度末までに廃止し, 平成25年度からの新たな医療保険制度のスタートに向け, 政府が検討を進めていることについて知っていますか。

- (40.5) 知っている
 - (59.5) 知らない
-

Q4【回答票2】 あなたは, 後期高齢者医療制度廃止後の新たな医療保険制度がどのような制度になるか関心がありますか。この中から1つだけお答えください。

- (49.9) (ア) 関心がある
- (28.0) (イ) どちらかといえば関心がある
- (11.3) (ウ) どちらかといえば関心がない
- (8.5) (エ) 関心がない

2. 新たな制度のあり方に対する考え方

(調査員注：資料2を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料2】後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々を別の医療保険制度に分け、保険証を74歳以下の方々と別にしたり、保険料の負担がなかったサラリーマンに扶養されている方々をはじめ、すべての75歳以上の方々から保険料を徴収するようになりました。このため、現在検討している新たな医療保険制度では、(1) サラリーマンである高齢者の方々やサラリーマンに扶養されている高齢者の方々(75歳以上の約2割)は、お勤め先の会社の健康保険などに、(2) それ以外の高齢者の方々(75歳以上の約8割)は、お住まいの地域の国民健康保険(国保)などに、それぞれ74歳以下の方々と同じ医療保険制度に加入することで、同じ保険証になったり、サラリーマンに扶養されていれば75歳以上の方々も74歳以下の方々と同様に保険料の負担がなくなります。

Q5〔回答票3〕あなたは、現在検討している新たな医療保険制度について、どのように思いますか。この中から1つだけお答えください。

(14.5) (ア) 適切である →Q 6へ

(37.3) (イ) どちらかといえば適切である →Q 6へ

(17.8) (ウ) どちらかといえば適切でない →Q 5 S Qへ

(8.1) (エ) 適切でない →Q 5 S Qへ

(22.4) わからない →Q 6へ

【Q5で「(ウ) どちらかといえば適切でない」「(エ) 適切でない」と答えた者に】

Q5SQ〔回答票4〕「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」と答えられた理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=502)

(16.5) (ア) 後期高齢者医療制度のままでいいから

(28.5) (イ) 高齢者によって加入する医療保険制度が異なることは適当でないから

(37.5) (ウ) 安定的な財政運営ができるかどうか不安だから

(40.0) (エ) サラリーマンに扶養されている75歳以上の方々は保険料の負担がなくなり、高齢者間の不公平が生じるから

- (2.4) 特にない
- (2.4) その他
- (2.6) わからない

(M. T. =129.9)

(調査員注：資料3を提示して，対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料3】 現在，75歳以上の方々の医療費については，ご本人にかかった医療費の一部を医療機関の窓口で負担していただき，それ以外の費用については，(1)「税金」による負担が約5割(2)「現役世代の保険料」による負担が約4割(3)「高齢者の保険料」による負担が約1割という割合で負担しています。

【全員に】

Q6〔回答票5〕 今後，高齢化の進行により，高齢者の医療費は増加することが見込まれますが，75歳以上の方々の医療費を，どのようにして支えるべきだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (43.4) (ア) 「税金」による負担の割合を増やしていく →Q 6 S
Q a へ
- (9.6) (イ) 「現役世代の保険料」による負担の割合を増やしていく →Q 6 S
Q b へ
- (12.0) (ウ) 「高齢者の保険料」による負担の割合を増やしていく →Q 6 S
Q c へ
- (32.9) (エ) 現在の仕組みと同じぐらいの負担割合で，「税金」「現役世代の保険料」「高齢者の保険料」それぞれの負担額を増やしていく →Q 7 へ
- (2.3) その他 →Q 7 へ
- (9.3) わからない →Q 7 へ

(M. T. =109.5)

【Q6で「(ア)「税金」による負担の割合を増やしていく」と答えた者に】

Q6SQa〔回答票6〕 あなたは，「税金」による負担の割合を増やす時期について，どのようにお考えですか。この中から1つだけお答えください。

(N=842)

- (18.3) (ア) すぐに増やすべき
(35.7) (イ) 近いうちに増やすべき
(45.0) (ウ) 将来的に増やすべき
(1.0) わからない
-

【Q 6で「(イ)「現役世代の保険料」による負担の割合を増やしていく」と答えた者に】

Q6SQb[回答票7] あなたは、「現役世代の保険料」による負担の割合を増やす時期について、どのようにお考えですか。この中から1つだけお答えください。
(N=187)

- (12.3) (ア) すぐに増やすべき
(39.0) (イ) 近いうちに増やすべき
(47.1) (ウ) 将来的に増やすべき
(1.6) わからない
-

【Q 6で「(ウ)「高齢者の保険料」による負担の割合を増やしていく」と答えた者に】

Q6SQc[回答票8] あなたは、「高齢者の保険料」による負担の割合を増やす時期について、どのようにお考えですか。この中から1つだけお答えください。
(N=232)

- (23.7) (ア) すぐに増やすべき
(35.8) (イ) 近いうちに増やすべき
(38.4) (ウ) 将来的に増やすべき
(2.2) わからない
-

(調査員注：資料4を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料4】後期高齢者医療制度や国民健康保険（国保）では、所得の低い方々の保険料について、税金を投入して、保険料を軽減しています。後期高齢者医療制度は国民健康保険（国保）より手厚い軽減措置を実施するために、更に税金を投入しており、その結果、最も安い月額保険料（全国平均）は、後期高齢者医療制度では約350円、国民健康保険（国保）では約1,000円となっています。

【全員に】

Q7〔回答票9〕 あなたは、現在検討している新たな医療保険制度において、国民健康保険(国保)に加入することになる所得の低い75歳以上の方々の保険料の軽減措置について、どのようにすべきとお考えですか。この中から1つだけお答えください。

- (10.1) (ア) 現在の後期高齢者医療制度のような手厚い軽減措置は必要なく、速やかに国民健康保険(国保)と同様の軽減措置にすべき
- (27.2) (イ) 現在の後期高齢者医療制度のような手厚い軽減措置は必要ないが、徐々に国民健康保険(国保)と同様の軽減措置にすべき
- (34.8) (ウ) 現在の後期高齢者医療制度のような手厚い軽減措置を継続すべき
- (15.2) (エ) 現在の後期高齢者医療制度よりも手厚い軽減措置を実施すべき
- (1.0) その他
- (11.6) わからない

(調査員注：資料5を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料5】現在、医療機関の窓口でのご負担は、(1)70歳未満の方々は、かかった医療費の3割(2)70歳から74歳までの方々は、かかった医療費の1割(本来は、かかった医療費の2割ですが、税金を投入して1割に引き下げています)(3)75歳以上の方々は、かかった医療費の1割となっています。ただし、70歳以上の方で、一定以上の所得がある方は、70歳未満の方々と同様に、かかった医療費の3割の負担となっています。

Q8〔回答票10〕 あなたは、医療機関の窓口でのご負担は何割ですか。この中から1つだけお答えください。

- (22.1) (ア) 1割負担 →Q8SQaへ
- (74.3) (イ) 3割負担 →Q8SQbへ
- (3.6) わからない →Q9へ

【Q8で「(ア) 1割負担」と答えた者に】

Q8SQa〔回答票11〕 もし、あなたご自身の医療機関の窓口でのご負担が、1割負担から2割負担になった場合、あなたの医療機関への受診頻度はどのようになると思いま

すか。この中から1つだけお答えください。

(N=429)

(12.4) (ア) かなり受診を控えるようになると思う

(25.2) (イ) 少し受診を控えるようになると思う

(61.5) (ウ) 現在の受診頻度と変わらないと思う

(0.9) わからない

【Q8で「(イ) 3割負担」と答えた者に】

Q8SQb[回答票 12] もし、あなたご自身の医療機関の窓口でのご負担が、3割負担から2割負担になった場合、あなたの医療機関への受診頻度はどのようになると思いま
すか。この中から1つだけお答えください。

(N=1,442)

(5.5) (ア) かなり気軽に受診するようになると思う

(18.2) (イ) 少し気軽に受診するようになると思う

(75.7) (ウ) 現在の受診頻度と変わらないと思う

(0.6) わからない

(調査員注：資料6を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料6】後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方々については、都道府県ごとに保険料が統一されているので、原則として、「同じ都道府県に住み、同じ所得であれば、同じ保険料」になっており、検討している新たな制度でも、国民健康保険(国保)に加入することになる75歳以上の方々については、このような仕組みを維持していくことにしています。一方、国民健康保険(国保)に加入している74歳以下の方々では、保険料が約1800の市区町村ごとに異なっています。このため、今後、74歳以下の方々の国民健康保険(国保)の保険料についても、保険料負担の公平性と財政運営の安定化を図るため、「同じ都道府県に住み、同じ所得であれば、同じ保険料」になるよう、すべての年齢で都道府県ごとに統一することを検討しています。ただし、その場合、これまでの市区町村ごとの保険料に変化が生じます。つまり、保険料が上がる方と下がる方が生じることとなります。

【全員に】

Q9[回答票 13] あなたは、現在検討している国民健康保険(国保)の保険料について、「同じ都道府県に住み、同じ所得であれば、同じ保険料」になるよう、すべての年齢で都

道府県ごとに保険料を統一することについて、どのように思いますか。この中から1つだけお答えください。

(65.2) (ア) 適切である →Q9SQへ

(23.7) (イ) 適切でない →F1へ

(11.1) わからない →F1へ

【Q9で「(ア) 適切である」と答えた者に】

Q9SQ[回答票14] すべての年齢で都道府県ごとに保険料を統一するにあたり、どのように統一を進めるべきとお考えですか。この中から1つだけお答えください。

(N=1,266)

(28.0) (ア) 速やかにすべての年齢で統一すべき

(37.0) (イ) まずは65歳以上で統一し、最終的にすべての年齢で統一すべき

(31.4) (ウ) まずは75歳以上で統一し、最終的にすべての年齢で統一すべき

(0.2) その他

(3.4) わからない

<フェース・シート>

【全員に】

F1【性】

(46.9) 男性

(53.1) 女性

F2【年齢】あなたのお年は満でいくつですか。

(3.8) 20～24歳

(4.6) 25～29歳

(6.8) 30～34歳

- (8.9) 35～39歳
 - (8.3) 40～44歳
 - (8.3) 45～49歳
 - (7.4) 50～54歳
 - (9.2) 55～59歳
 - (12.0) 60～64歳
 - (8.9) 65～69歳
 - (9.4) 70～74歳
 - (6.1) 75～79歳
 - (6.3) 80歳以上
-

F3[回答票 22]【従業上の地位】あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。

- (46.0) (ア) 雇用者（役員を含む） →F 3 S Q a へ
 - (9.6) (イ) 自営業主（家庭内職者を含む） →F 3 S Q a へ
 - (1.8) (ウ) 家族従業者 →F 3 S Q a へ
 - (42.6) (エ) 無職（主婦、学生を含む） →F 3 S Q b へ
-

【F3で「(ア) 雇用者（役員を含む）」「(イ) 自営業主（家庭内職者を含む）」「(ウ) 家族従業者」と答えた者に】

（調査員注：具体的に記入して、下の該当する項目に○をする。）

F3SQa【職業】あなたのお仕事の内容は何ですか。
(N=1,114)

（具体的に記入して、下の該当する項目に○をする）

[]

- (9.1) 管理職
- (14.5) 専門・技術職
- (17.1) 事務職
- (29.9) 販売・サービス・保安職

(5.2) 農林漁業職

(24.2) 生産・輸送・建設・労務職

【F3で「(エ) 無職（主婦，学生を含む）」と答えた者に】

(調査員注:女性のみに聞くこと。男性には質問せず「その他の無職」に○をする。)

F3SQb 【主婦、その他の無職】あなたは主婦ですか。

(N=827)

(57.8) 主婦

(42.2) その他の無職

【全員に】

F4〔回答票 23〕【医療保険】あなたはどの医療保険制度に加入していますか。

(6.5) (ア) 協会けんぽ（旧政府管掌(かんしょう)健康保険)

(34.6) (イ) 健康保険組合（組合管掌(かんしょう)健康保険)

(0.2) (ウ) 船員保険

(6.0) (エ) 共済組合

(39.6) (オ) 国民健康保険（国保）

(2.9) (カ) 国民健康保険組合

(7.8) (キ) 後期高齢者医療制度

(0.5) (ク) どれも適用を受けていない

(1.9) わからない

F5 【家族状況】あなた自身を含め、世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者の方はいますか。

(29.9) はい

(69.2) いいえ

(0.9) わからない

4 集計表

- [集計表1 \(Q1\) 後期高齢者医療制度に関する認知度](#)
- [集計表2 \(Q1SQ\) 後期高齢者医療制度に関する情報源](#)
- [集計表3 \(Q2\) 広域連合の認知度](#)
- [集計表4 \(Q3\) 後期高齢者医療制度廃止に関する認知度](#)
- [集計表5 \(Q4\) 新たな制度への関心度](#)
- [集計表6 \(Q5\) 新たな制度の基本的枠組みのあり方](#)
- [集計表7 \(Q5SQ\) 新たな制度が不適切である理由](#)
- [集計表8 \(Q6\) 新たな制度での負担のあり方](#)
- [集計表9 \(Q6SQa\) 税金による負担を増やすべき時期](#)
- [集計表10 \(Q6SQb\) 現役世代の保険料による負担を増やすべき時期](#)
- [集計表11 \(Q6SQc\) 高齢者の保険料による負担を増やすべき時期](#)
- [集計表12 \(Q7\) 保険料軽減措置のあり方](#)
- [集計表13 \(Q8\) 医療機関での窓口負担の割合](#)
- [集計表14 \(Q8SQa\) 1割負担から2割負担になった場合の受診行動の変化](#)
- [集計表15 \(Q8SQb\) 3割負担から2割負担になった場合の受診行動の変化](#)
- [集計表16 \(Q9\) 国保保険料をすべての年齢で都道府県ごとに統一することについて](#)
- [集計表17 \(Q9SQ\) 統一に向けての進め方](#)

(注) 集計表中に*印のある回答肢は、一部文字に省略のあることを示している。